

別表 公益社団法人日本ホッケー協会決裁専決区分表

決裁専決事項	総会	理事会	会長	専務理事	事務局長
1.業務執行理事会及び理事会の招集			○		
2.総会の招集の決議		○			
3.特別委員会の設置		○			
4.諸規程、規定、細則及びガイドライン、基本方針の制定及び改廃に関すること。		○			
5.定款の変更	○				
6.入会・退会に関する規程	○				
7.理事会規定の改廃	○				
8.役員の報酬の額又はその規程	○				
9.事業計画、予算及び決算の作成に関すること			○		
10.貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認	○				
11.解散及び残余財産の処分	○				
12.長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け	○				
13.短期借入金		○			
14. 予算の流用に関すること		○			
15.収支予算の決定		○			
16.暫定予算の決定		○			
17.補正予算の決定		○			
18. 予備費の使用に関すること			○		
19. 各種発注および支出を伴う諸契約締結・変更に関すること。 （業務委託契約を含む）		○以下の3条件を満たす場合、理事会決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が500万円以上である。	○500万円以上	○300万円以上500万円未満	○20万円未満 20万円以上300万円未満については本部長（専務理事）決裁とする。
20.支出を伴わない諸契約及びその変更に関すること		重要な事案（会長が理事会決議が必要と認めたもの）	重要な事案	一般的事案	
21. 支払承認、支出負担行為及び支出命令に関すること*			500万円以上	500万円未満	
22. 特別基金に関すること			○		
23. 役員、専門部の人事に関すること				○	
24.理事及び監事の選任又は解任	○				
25.本部長及び副本部長の選任又は解任		○			
26.委員長及び副委員長の選任		○			
27. 職員の任免、分限、賞罰及び給与に関すること				○	
28. 勤務時間その他勤務条件に関すること					○
29. 職員の常例の給料及び諸手当等に関すること				○	
30. 休暇、欠勤、遅刻及び早退の承認に関すること					○
31. 時間外勤務及び休日勤務命令に関すること					○
32. 嘱託職員、臨時職員の任用に関すること					○
33. 職員の配置決定に関すること					○
34. 登記に関すること					○
35. 照会、回答、通知、報告等の処理に関すること					○
36. 各種関係団体の連絡調整に関すること					○
37. 財産の使用許可に関すること			○		
38. 加盟団体、特別加盟団体等の設立に関すること			○		
39. 名義使用に関すること				○	

*詳細は経理規定に基づく